

平成25年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金		担当部局	軍縮不拡散・科学部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度開始		担当課室	通常兵器室		室長 吉田 謙介		
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅶ-1 国際機関を通じた政策及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条3項		関係する計画、通知等	クラスター弾に関する条約第14条				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	クラスター弾の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止を規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は、2008年5月に採択され、我が国は同年12月に署名、2009年7月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費の支弁に活用されている。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	13	26	11	14		
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
	計		13	26	11	14		
	執行額		12	0.3	3			
執行率(%)		88.4	1.2	30.1				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	条約発効後初の締約国会議において、締約国の行動の指針となる行動計画や、条約の着実な履行に向けた強い意思を示す宣言等の成果文書が採択されてきている。2012年9月にノルウェー(オスロ)で締約国会議が開催され、我が国は、普遍化の議長フレンドを務め、議論をリードした。条約締約国数は着実に増えつつあり、締約国数を増やし、クラスター弾の規制を強めるという目標を達成してきている。また、2010年に発効したばかりの条約であるため、2013年の第4回締約国会合において条約運用体制(履行支援ユニットの設立等)を確立し、より効果的な運営を行っていくことが期待されている。		成果実績		ビエンチャン行動計画の採択	バイルート進捗報告書の提出及びバイルート宣言の採択	オスロ進捗報告書の採択。	ルサカ進捗報告書の採択
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	2010年12月に第3回締約国会議をオスロ(ノルウェー)にて開催し、それに先立ち、4月に準備会合を寿府にて開催し、活発な議論を行った。		活動実績 (当初見込み)	回	2 (2)	2 (2)	2 (2)	— (2)
単位当たりコスト	1,689千円/回		算出根拠	会合予算(3,379千円)/会合開催数(2回)				
平成25・26年度予算内訳 (単位:百万円)	分担金		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
			14					
	計		14					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	○本件条約は、不発弾による文民に対する被害が深刻なクラスター弾を規制する唯一の国際的枠組みであり、国際合意に基づいた枠組を運用するための経費であるとの性質上、国費を充当する必要がある。 ○本条約第14条に基づき、締約国会議の費用は締約国及び会議に参加する非締約国が負担することと規定されており、本件分担金の拠出は法的義務である。 ○地雷問題と同様に、一般市民に危険をもたらす国際的な不発弾問題への対応を、軍縮・人道・開発の分野に跨る重要な政策課題として位置づけている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－	○本件会議経費は、締約国会議で採択され、会議費に関する疑問点等があれば、暫定事務局(履行支援ユニット)が締約国に対する説明責任を果たしている。 ○会議費が当初の想定よりも低く抑えられた場合には、翌年の支払いと相殺して差し引いた額を支払うこととなっている。 ○条約運用の業務は最小限のスタッフで行っており、コスト水準は妥当。 ○我が国以外の締約国からの任意拠出金により、暫定履行支援ユニットの活動経費が支えられており、会議費の使途は限定されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	○2010年8月に条約が発効し、2013年5月現在、締約国数は81に増加し、条約の普遍化が進んでいる。 ○クラスター弾を以前使用・生産していた締約国はこれを中止し、また、クラスター弾規制の規範の広がりによって世界的にもクラスター弾の使用が減少した。 ○クラスター弾を保有する多くの締約国が、本件条約義務に基づき、貯蔵弾の廃棄を実施している。 ○クラスター弾の汚染被害国は、10年以内に領域内の不発弾除去を完了する義務があるため、ラオス・レバノン等の深刻な被害を抱える地域で除去が推進されている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		－	他部局・他府省等における類似の事業は存在しない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本件条約(CCM)は、クラスター弾がもたらす人道的問題に対処し、クラスター弾の生産・使用等を禁止するための国際的規範を国際社会に定着させるための枠組みとしての効果を発揮している。条約規範の遵守及び履行状況を確認し、国際的規の定着を強固なものとするために必要な年次締約国会議の開催経費を賄うための本件分担金は、その使途・実績・成果が明確である。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	54	平成23年	52	平成24年	72